

第 1 回福岡市バリアフリー推進協議会における主な意見要旨等について

No.	意見の要旨	意見への対応と考え方
ハード面のバリアフリー化		
1	<p>■ 駅は、交通手段だけではなく安心して利用できる施設として位置づけてバリアフリー化に取り組む必要があるため、そのような表現を入れてほしい。</p>	<p>【本文 18 ページ】</p> <p>○バリアフリー化の目的は、安全で快適に利用できることであり、すべての施設に共通するため、「施設のバリアフリー化」の序文において記述します。</p>
2	<p>■ 国の基本方針は、1 日当たりの利用者数 3 千人以上の駅であるが、JR では 2 千人以上までを念頭にバリアフリー化に取り組んでいる。3 千人未満の駅へのインセンティブについても前向きに検討してほしい。</p>	<p>【本文 19 ページ】</p> <p>○次のとおり記述します。</p> <p>“国の基本方針を踏まえ、原則として、1 日当たりの平均的な利用者数が 3,000 人以上である旅客施設においては、国の基本方針に掲げられた次の項目に取り組みます。また、これ以外の旅客施設についても、地域の実情を鑑みて、利用者数のみならず、高齢者や障がいのある人等の利用実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化を推進していきます。”</p>
3	<p>■ 旅客施設のバリアフリー化推進の方向性においては、国の基本方針に掲げられた 4 つの事項以外に、手すりや触知案内板などに関する記述についても工夫してほしい。</p>	<p>【本文 18～19 ページ】</p> <p>○既存の施設については、まずは、国の基本方針に掲げられた 4 つの事項に取り組んでいくこととしますが、それ以外の事項についても空間的・物理的な制約等にも配慮しながら可能な限りバリアフリー化に取り組む旨を記述します。</p>
ソフト面のバリアフリー化		
4	<p>■ 弱視の人のための、階段の段鼻の色づけ、文字表示の拡大や明るさなどへの配慮の記述が少ない。</p>	<p>○本市作成の「施設整備マニュアル」において、ご意見の項目は「整備基準」として記述しています。</p> <p>平成 25 年度にマニュアルを改訂する際に、改めて記述するとともに、「心のバリアフリー」における取組みの中で、整備担当者や行政職員への研修を実施する際においても、弱視の人への配慮を盛り込みます。また、本文 29 ページに弱視の人について記述します。</p>

No.	意見の要旨	意見への対応と考え方
ソフト面のバリアフリー化		
5	<ul style="list-style-type: none"> ■音サインなどの情報案内を進めてほしい。 ■視覚障がい者の中で点字が読める人は日本では7%と少ない。音案内の普及を進めてほしい。 ■ろうあ者には音サインは役に立たない。文字情報と手話による情報提供にも配慮してほしい。 ■施設整備以外のバリアフリー化として、情報のバリアフリー化が必要である。 	<p>【本文 33 ページ】</p> <p>○必要な情報を容易にかつ正確に得ることができるよう、一つの手段だけでなく様々な代替手段を用いて情報を提供するという「情報保障」の取組みを、課題として記述します。</p>
バリアフリー化の支援と進行管理		
6	<p style="text-align: center;">(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国の基本方針は、1日当たりの利用者数3千人以上の駅であるが、JRでは2千人以上までを念頭にバリアフリー化に取り組んでいる。3千人未満の駅へのインセンティブについても前向きに検討してほしい。 	<p>【本文 34 ページ】</p> <p>○次のとおり記述します。</p> <p>“福岡市においても国の基本方針の目標にある1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄道駅について優先的に補助対象とするよう検討します。”</p>
その他、全般		
7	<ul style="list-style-type: none"> ■整備後に利用者がチェックできる取組みが重要である。 	<p>【本文 7、17、31、35 ページ】</p> <p>○利用者の声を施設設置管理者に伝えるとともに、意見交換等により双方が共働でバリアフリー推進を図る仕組みを検討していくこととします。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ■計画をつくるデメリットは、そこに書いてあることだけ整備すればいいと狭く解釈されがちなこと。なぜバリアフリー化を行うのかを事業者がしっかり理解する必要がある。 <p>ガイドライン以外で、こんな利用者のためにこんな整備や取組みがあるという理由と方法がわかるようなもう一つの仕組みが必要である。</p>	<p>【本文 3 ページ】</p> <p>○次のとおり記述します。</p> <p>“施設設置管理者は、これらの整備項目のみにとらわれることなく、施設の規模や、高齢者や障がいのある人などの多様な利用実態に応じた柔軟かつ合理的なバリアフリー化についても検討することが必要です。”</p> <p>【本文 32 ページ】</p> <p>○バリアフリー情報発信のための取組みの一環として、バリアフリー優良事例等の収集と公表を検討します。ハード面やソフト面で、的確かつ普及しやすい工夫やアイデア事例などを収集し情報発信する仕組みを構築していくことをめざします。</p>